平成２３年（フ）第２５４号
群馬県高崎市金井淵町137番地　県住ＨＤ棟241号
債務者　境原　清隆
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３２９号
群馬県高崎市福島町714―４　レオパレスササオＡ　101号室、住民票上の住所京都市伏見区向島中島町９番地　山田ハイツ
債務者　瀬野　博士（旧姓今西）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１６４５号
埼玉県川口市桜町１丁目５番18号
債務者　近藤　由美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６７号
さいたま市桜区大字塚本46番地１
債務者　川端　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６６号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番１―904号
債務者　郡司　政雄
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６２１号
埼玉県坂戸市本町13番１―702号　レーベンハイム坂戸フューレ
債務者　吉澤トミ子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６４５号
埼玉県所沢市小手指町１丁目10番地の１　アーガスヒルズ72―305
債務者　阿部佳小利
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６６５号
埼玉県所沢市大字下安松685番地の１　ユニオンハイツ202
債務者　横田　　勝
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６６７号
埼玉県川越市大字小堤62番地６、前住所埼玉県入間郡毛呂山町目白台１丁目14番２
債務者　大八木絵美穂
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６７９号
埼玉県狭山市広瀬３丁目34番24号
債務者　山崎喜代子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６８２号
埼玉県坂戸市花影町24番地２
債務者　福島　雅子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９０号
埼玉県比企郡川島町大字伊草14番地６
債務者　中澤さおり（旧姓尾花）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３８９号
埼玉県羽生市大字神戸638番地２
債務者　嶋﨑　知夏
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４１７号
埼玉県羽生市大字常木1108番地３　飯田方
債務者　栗原　雄二
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４２５号
埼玉県東松山市大字石橋2206番地15
債務者　横山　道子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１７４号
千葉県山武市大木817番地62
債務者　藤沼　知子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５２５号
静岡県沼津市大塚３番地の40　グランメール千本Ｂ―104
債務者　野原　嘉之
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係